

フランスにおける知的財産訴訟制度（特許訴訟制度）の調査結果（報告）

法務省大臣官房司法法制部
部付 中 保 秀 隆

1. 調査の目的及びインタビュー先

(1) 調査の目的

知的財産戦略本部で策定された「知的財産推進計画2013」, 「知的財産推進計画2014」及び「知的財産推進計画2015」において, 紛争処理機能の在り方の検討のため, 法務省は, 特許権侵害訴訟やADRを始めとする知的財産関係紛争処理システム全体を対象に, 諸外国の知財事件担当裁判所やそこでの知的財産訴訟制度を中心に, 我が国の法体系との異同等を踏まえた所要の調査を実施し, 公表することとされている。

今回は, この一環として, フランスにおける知的財産訴訟制度につき, 主に特許訴訟を対象として, 現地で実情調査を行ったものである。

(2) インタビュー先

本報告書の内容は, 主に以下の関係者に対するインタビュー調査の結果に基づいている。

ア 裁判官（括弧内は裁判所名）

- ① Marie Courbulay 判事（パリ大審裁判所）
- ② Alice Pezard 元判事

イ 弁護士（括弧内は所属弁護士事務所）

- ① Isabelle Romet 弁護士（VÉRON & ASSOCIÉS 法律事務所）
- ② Amandine Métier 弁護士（同上）
- ③ 永澤亜季子 弁護士（CLARÉ・LÉGAL 総合法律事務所）

ウ 大学教授（括弧内は大学名）

Nathalie Martial-Braz 教授（デカルト大学）

2. フランスにおける特許訴訟制度の概要

(1) 特許権の種類

2015年3月現在, フランスにおける特許権には2種類のものがある。一つはフランス国内特許であり, フランス特許庁に対する出願審査を経て付与されるものである。もう一つは欧州特許であり, 欧州特許条約に基づき, 欧州特許庁に対する出願・審査を経て, 出願人が指定する複数の指定国で特許権が付与されるものである。フランスが指定国の場合, その欧州特許は, フランス国内においてフランス国内特許と同一の効力を有し, また, その欧州特許の侵害及び有効性は, フランスの国内法令によって処理される。

(2) 特許訴訟の体系

フランスでは, 特許訴訟の第一審は, パリ大審裁判所(Tribunal de Grande

Instance de Paris [TGI Paris]) 第3部が、控訴審はパリ控訴院 (Cour d' appel [CA Paris]) か、最終審は破棄院 (Cour de Cassation) がそれぞれ担当している。なお、分離原則 (特許権侵害訴訟と特許権の有効性に関する手続の分離) を採用しているドイツとは異なり、フランスでは、特許権の侵害、すなわち、被疑侵害物件が特許権者の特許発明の技術的範囲に属するか否かと特許権の有効性につき、裁判所の同一手続での一括審理が可能であり、特許権侵害訴訟において、被告 (被疑侵害者) が特許権の無効取消しの反訴を提起することが可能である。また、何人も、裁判所に対し、特許権の無効取消しを求めることができる。

なお、欧州統一特許裁判所協定の発効及びこれに伴う欧州統一特許制度の施行後は、欧州統一特許のみならず、欧州統一特許裁判所制度の移行期間において同裁判所の専属管轄に対する適用除外 (いわゆる「オプト・アウト」¹⁾) を行わない限り、欧州特許に係る訴訟についてもすべて欧州統一特許裁判所 (UPC) の管轄下に置かれることになる²⁾。

(3) 裁判官

フランスの裁判官はすべて法律的バックグラウンドを有しており、法律的バックグラウンドを有していない、いわゆる技術判事は存在しない。

3. 事件の状況等

フランスにおける特許訴訟の新受件数や既済件数及び終局分類 (特許権者の勝訴率を含む。) 等については、裁判所により公表されている正式な統計はなく、以下の統計は、インタビュー先の弁護士から所属弁護士事務所により行われた分析結果の提供を受けたものである。

(1) 各裁判所別

2000年から2014年までに各裁判所により言い渡された特許訴訟の本案判決の件数は、パリ大審裁判所が1165件、パリ控訴院が653件、破棄院が314件であり、年間の平均件数は、パリ大審裁判所が78件、パリ控訴院が44件、破棄院が21件である。

ヨーロッパにおいて、判決数に関してドイツに次いで第2位である。

(2) 事例別

2000年から2014年までに各裁判所により言い渡された特許訴訟の本案判決の事例の性質は、パリ大審裁判所については、特許侵害が争われた事例が約79%、契約の解釈が争われた事例が約5%、従業員の発明か否かが争われた事例が約5%、特許の有効性のみ (特許侵害を除く) が争われた事例が約4%、所有権の有無が争われた事例が約4%、その他の事例が約2%であり、パリ控訴院については、特許侵害が争われた事例が

¹ Article 83(3)(4), Agreement on a Unified Patent Court

(<http://www.unified-patent-court.org/images/documents/upc-agreement.pdf>)

² Article 3, Agreement on a Unified Patent Court

約 65%、契約の解釈が争われた事例が約 14%、従業員の発明か否かが争われた事例が約 6%、特許の有効性のみ（特許侵害を除く）が争われた事例が約 5%、所有権の有無が争われた事例が約 4%、その他の事例が約 7%である。

(3) パリ大審裁判所の本案判決の結果別

ア フランス国内特許・欧州特許（フランスを指定国とするもの）の合計

2000年から2014年までにパリ大審裁判所により言い渡されたフランス国内特許及び欧州特許（フランスを指定国とするもの）に係る特許侵害訴訟の本案判決の約8割で特許権の有効性が争われており、うち裁判所が、特許権が有効であり、かつ、被疑侵害物件が特許権者の特許発明の技術的範囲に属する（有効+属する）と判断した割合は約33%、特許権が有効であるが、被疑侵害物件が特許権者の特許発明の技術的範囲に属さない（有効+属さない）と判断した割合は約38%、特許権が無効である（無効）と判断した割合は約29%である。

イ フランス国内特許のみ

2000年から2014年までにパリ大審裁判所により言い渡されたフランス国内特許に係る特許侵害訴訟の本案判決のうち、裁判所が、特許権が有効であり、かつ、被疑侵害物件が特許権者の特許発明の技術的範囲に属する（有効+属する）と判断した割合は約38%、特許権が有効であるが、被疑侵害物件が特許権者の特許発明の技術的範囲に属さない（有効+属さない）と判断した割合は約39%、特許権が無効である（無効）と判断した割合は約23%である。

ウ 欧州特許（フランスを指定国とするもの）のみ

2000年から2014年までにパリ大審裁判所により言い渡された欧州特許（フランスを指定国とするもの）に係る特許侵害訴訟の本案判決のうち、裁判所が、特許権が有効であり、かつ、被疑侵害物件が特許権者の特許発明の技術的範囲に属する（有効+属する）と判断した割合は約28%、特許権が有効であるが、被疑侵害物件が特許権者の特許発明の技術的範囲に属さない（有効+属さない）と判断した割合は約36%、特許権が無効である（無効）と判断した割合は約36%である。

このように、フランス国内特許よりも欧州特許の方がフランス大審裁判所において無効とされる傾向が高いことがうかがわれる。

(4) 審理期間について

特許訴訟の第一審の平均審理期間は約18か月程度であり、控訴院及び破棄院の平均審理期間はそれぞれ約2年間に及ぶ。

4. 調査結果（概要）

以下、テーマごとにまとめて、調査結果の概要を述べる。

(1) 特許権侵害訴訟における特許権者勝訴率について

ア 特許権者の勝訴率

フランスにおける特許訴訟の終局分類については、裁判所により公表されている正式な統計はないが、前記3(3)のとおり、2000年から2014年までに第一審裁判所により言い渡された特許侵害訴訟の判決の約8割で特許権の有効性が問題となっており、うち約33%において、裁判所が、特許権が有効であり、かつ、被疑侵害物件が特許権者の特許発明の技術的範囲に属する（有効+属する）と判断している。

ただし、その分析に当たり、裁判所による正式な統計ではなく、一般的な傾向であると評価することは困難であることには注意を要する。

イ 裁判所に対する評価

いずれのインタビュー先も、特許訴訟を取り扱う各裁判所につき、職業裁判官が証拠に基づき適正に判断をしており、その判断が偏っているとの印象はなく、判断の予測可能性も高いと積極的な評価をしていた。

特許侵害訴訟の特許権者の勝訴率については国外で言われているような悲観的な統計ではないという意見が一部のインタビュー先から聞かれたほか、特許権侵害訴訟における特許権者の勝訴率等を捉え、裁判所につきアンチ・パテント又はプロ・パテントを評価するような議論は、英国と同様、いずれのインタビュー先からも聞かれなかった。

(2) 特許訴訟における特許権の無効率について

ア 無効率

フランスにおける特許訴訟の終局分類については、裁判所により公表されている正式な統計はないが、前記3(3)のとおり、2000年から2014年までにパリ大審裁判所により言い渡された特許侵害訴訟の約8割で特許権の有効性が問題となっており、うち約29%で無効の判断が示されている。ただし、その分析に当たり、裁判所による正式な統計ではなく、一般的な傾向であると評価することは困難であることには注意を要する。

また、特許の無効取消訴訟については、裁判所により公表されている正式な統計はないが、2000年から2009年では特許訴訟全体の約4%程度であったが、2010年から2014年では特許訴訟全体の約6%程度に増加しており、特に製薬の分野で増加しているとのことであった。

イ 裁判所に対する評価

特許訴訟における特許権の無効率を理由に、裁判所の有効性判断基準が特許の安定性を害し、産業の発展を阻害しているかのような議論は、英国と同様にいずれのインタビュー先からも聞かれなかった。

裁判所において特許無効の判断が示される場合、特許庁における特許出願の審査段階では示されていなかった国内外の新たな公知文献に基づき特許権の新規性が否定される事例があるほか、創造性がなく、そもそも発明行為に当たらないといった事例があるとの意見が多くインタビュー先から聞かれたほか、近年、記載の不備といった理由で特許を

無効にする事例が増えているとの意見が一部のインタビュー先から聞かれた。

なお、ドイツで採用されている分離原則については、特許侵害訴訟において、後に無効とされるべき瑕疵ある特許権に基づき、特許権者勝訴の判決が言い渡される可能性があり、法的安定性の観点からも批判が大きい制度であるとの意見が多くインタビュー先から聞かれた。

(3) 和解について

ア 訴訟提起前の和解

訴訟提起前の当事者間の交渉（和解）で解決する事案は少なく、訴訟提起後の和解が一般的であるとの意見が多くインタビュー先から聞かれたほか、2015年に、原則として召喚状において訴訟提起前の解決を試みたことを記載するよう求めるといった訴訟提起前の和解を促進する法改正が実施されたが、急を要する場合はその限りではないといった例外があるほか、制裁もなく、実効性は疑問であるとの意見が一部のインタビュー先から聞かれた。

イ 訴訟提起後の和解

フランスにおける特許訴訟の終局分類については、裁判所により公表されている正式な統計はない。

フランスでは、日本のように、和解に当たって裁判官による積極的な心証開示がされることは基本的にはない。

なお、和解の内容については、特許権者にとって勝訴的なものが多いかどうかといった統計資料はなく、その詳細な分析は困難という意見のほか、特許訴訟において、フランスでは、日本と同様、職業裁判官による予見可能性・安定性の高い判決を期待することができるので、予想外の判決によるリスクの回避として不本意な和解を受け入れる必要性が比較的低いとの意見がインタビュー先から聞かれた。

(4) 訴訟費用（弁護士費用を含む）について

訴訟費用については民事訴訟法典に列挙され、敗訴者負担となる。

フランス民事訴訟法典において、大審裁判所、控訴院及び破棄院での弁護士強制が定められているところ、弁護士費用については訴訟費用に含まれないが、その他の費用として、裁判官の裁量で敗訴者負担とすることができ、その金額は本案判決において示される（民事訴訟法典第700条）ところ、一般的には敗訴者は勝訴者の訴訟費用の1/3から2/3程度を負担することになる。

具体的な弁護士費用の額については、技術的難易度、紛争の程度、関係する特許権の数、訴訟に関わる弁護士数等により決まり、事案によって様々であり、基本的にタイムチャージで算出される。

一般的には米国や英国ほどではないが、相当に高額であり、例えば、特許訴訟において、単純な事件では5万ユーロから10万ユーロ程度、平均

的難易度の事件では10万ユーロから25万ユーロ程度、複雑な事件では20万ユーロから50万ユーロ程度であるという意見が聞かれた。

(5) 損害賠償額について

ア 概要

従前は、知的財産法典に特許訴訟の損害賠償に関する規定は存在せず、一般法（不法行為法）により解決されていたが、2007年に知的財産法典に明文規定が導入され、2014年3月11日法令³により改正された。

損害賠償額を定める知的財産法典第615条の7は、上記経緯により導入されたものであるが、損害賠償額の算定に当たり、①被侵害者の逸失利益及び損失その他の特許権侵害による経済的悪影響、②特許権侵害による精神的損害、③侵害者の利益をいずれも考慮しなければならないとされている（同条第1項）。

裁判所は、上記に代えて、侵害者が権利者からライセンス等により使用許諾を得ていたとすれば被侵害者が受け取っていたであろう総額の賠償を命ずることもでき、この額は侵害者が権利の許諾を求めていたのであれば、負担したであろうロイヤルティーや許諾料を上回るものでなければならないとされている（同条第2項）が、原告が裁判所に対して損害賠償額の算定に当たり同項の算定手続を利用することを求めることは、事例の蓄積はなく、詳細は不明であるが、現時点ではほとんどないとの意見が多くインタビュー先から聞かれた。

イ 評価

知的財産法典第615条の7については、判決における損害賠償額が低額すぎるとの国内外の意見を受け、判決による特許侵害の抑止効果を高めるために導入されたものであるが、フランスは填補賠償を原則とするところ、知的財産法典第615条の7につき、填補賠償の原則を超えて、懲罰的賠償を認めたものであるかについては未だに議論があるほか、同規定の解釈や損害賠償額の算定に当たっての実効性・有用性については、今後の裁判例の蓄積を見ないと判断することができないとの意見が多くインタビュー先から聞かれた。

また、懲罰的賠償の導入については、知的財産法の分野以外の他の民事訴訟一般の分野に波及するおそれも考慮して慎重に判断されるべき問題であり、フランスが知的財産法の分野について懲罰的賠償に舵を切ったとまではいえないという意見についてもインタビュー先から聞かれた。

(6) 証拠収集手続について

ア 立証責任の分担

特許侵害の立証責任は原則として原告にあり、セジー・コントロールファ

³ 2014年3月11日法令No.2014-315

ソン (Saisie-contrefaçon) という侵害の立証のため証拠収集手続が存在しており、インタビューによれば、ほぼすべての特許侵害訴訟において利用されており、年間の申請件数は約600件程度であるとのことであった。

イ Saisie-contrefaçon の概要

Saisie-contrefaçon は、特許権侵害訴訟の提訴権者⁴の一方的申請に基づき、非対審手続により、パリ大審裁判所長が命令によりこれを許可した後、執行吏によって執行される。

Saisie-contrefaçon の対象物は、①特許権を侵害すると主張されている製品又は製法、②同製品又は製法と関連するすべての文書、③侵害物件と主張される製品の製造又は配布並びに特許権を侵害すると主張される製法の実施のために用いられる材料及び器具である。

Saisie-contrefaçon の目的は、侵害の証拠を正確に収集することにある⁵ため、申請に当たり、裁判所に特許侵害の証拠を提出することは法文上要求されていないが、近年、裁判所から侵害の立証が求められる傾向にあるとの意見が一部のインタビュー先から聞かれた。

裁判所は、命令において、執行吏の権限、特に、物理的に差し押さえることができるサンプルの数・量、差し押さえられる当事者のITシステム内の情報を検索するために使用できる用語等、Saisie-contrefaçon における執行吏の権限を詳細に規定することになる。

裁判所は、知的財産権侵害訴訟が後日理由のないものとして退けられたり、Saisie-contrefaçon が取り消されたりする場合に被申請者が被る可能性のある損害の賠償のため、申請者が担保を立てることを命じることができるが、命じられるのは例外的である。

申請者が Saisie-contrefaçon 後の法定の期間内 (Saisie-contrefaçon が行われた日から20営業日又は31暦日のうちいずれか長い方) に本案訴訟を提起しなければならない。提起しなければ、Saisie-contrefaçon は無効であり⁶、申請者は Saisie-contrefaçon の際に得られたあらゆる要素を使用することができなくなる。

Saisie-contrefaçon の不正利用については、フランスの不法行為法 (CC, 法令 1382) の下でその責任が問われることになる⁷。

⁴ L615 条の 5 第 2 項。具体的には、特許権者 (L615 条の第 2 第 1 項) であるが、特許権者が催告後も提訴しない場合に限り、排他的実施権者 (同条第 2 項)、強制実施権者及び職権による実施権者 (同条第 4 項) も含まれる。また、一定の制約はあるが、特許出願中でも侵害訴訟の提起は可能である (L615 条の 4)。

⁵ TGI Paris, 18 October 2006, *Odysée Environnements v Henkel Concorde*, PIBD 2007, No. 845-III-82.

⁶ CA Paris, 28 June 1996, *Brutsaert v Fiamma*, PIBD 1996, No. 621-III-583.

⁷ Cass Com, 11 February 2013, *Vetrotech v Interver*, PIBD 2003, No. 981-III-1089.

ウ Saisie-contrefaçon に対する評価

Saisie-contrefaçon については、フランスにおいて、特許権者による証拠収集手続として上手く機能しているとの肯定的な評価が多くインタビュー先から聞かれた一方で、フランスの裁判で要求される立証の程度は諸外国よりも厳格であり、Saisie-contrefaçon については、かかる立証の厳格性に起因する制度であるとの意見や、フランスにおいて、パテント・トロールによる訴訟はあまり問題になっていないところ、パテント・トロールを始めとする悪意を持った申請者による濫用の危険性については、これまで特に議論されたことはなく、これまでの Saisie-contrefaçon の濫用の危険性については、権利の濫用といった一般法理や損害賠償の問題により整理されてきたが、今後は検討の必要があるという意見も一部のインタビュー先から聞かれた。

(7) 裁判外の紛争解決手続（ADR）について

特許事件を含む知的財産権事件につき、裁判外の紛争解決手続はあまり利用されていないのが実情のようである。弁護士に聞いても、調停や仲裁の利用に積極的な意見は聞かれなかった。

以 上